

◎佐賀県条例第35号

障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の一部を改正する条例  
 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例（平成30年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)  <b>第2条 略</b></p> <p>(事業者の役割)  <b>第6条 略</b>            2 事業者は、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(県の責務)  <b>第9条 略</b>            2 県は、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行わなければな</u></p>	<p>(定義)  <b>第2条 略</b>            2 <u>事業者や県が、その事務や事業を行うにあたり、障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、必要かつ合理的な配慮の提供を行わないことは、前項第4号の障害を理由とする差別にあたるものとする。</u></p> <p>(事業者の役割)  <b>第6条 略</b>            2 事業者は、<u>障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある人の性別や年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサービスなどを利用できるよう、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p> <p>(県の責務)  <b>第9条 略</b>            2 県は、<u>障害のある人から社会的障壁を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があった場合やその家族、</u></p>

改正前	改正後
<p>らない。</p> <p>3 略</p> <p>4 県は、前項の取組を行うときは、<u>障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者</u>から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。 （相談や紛争の防止などのための体制の整備）</p> <p><b>第10条</b> 県は、<u>障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者</u>からの相談に的確に応ずるとともに、<u>障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制の整備</u>を図るものとする。</p>	<p><u>支援者などから本人に代わってその意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないとき、障害のある人の性別や年齢、障害の状態に応じて、障害のない人と分け隔てなく設備やサービスなどを利用できるよう、障害のある人との相互理解を深め、必要かつ合理的な配慮の提供を行わなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 県は、前項の取組を行うときは、<u>障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者</u>から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。 （相談や紛争の防止などのための体制の整備）</p> <p><b>第10条</b> 県は、<u>障害のある人やその家族、支援者、事業者などの関係者</u>からの相談に的確に応ずるとともに、<u>障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう人材の育成や確保のための措置その他の必要な体制の整備</u>を図るものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（検討）

2 この条例による改正後の障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の規定については、この条例の施行後5年を目途として、その施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。